

クラウドサービスライセンス 一式 仕様書

令和6年12月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 調達の背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）において、全国 51 国立高専（以下「高専」とする）にかかる業務システム等の共通基盤を、パブリッククラウド型サービス「Microsoft Azure」（以下「Azure」という）を用いて構築している。

本仕様書では、パブリッククラウドサービスの継続運用（Azure 上で稼働あるいは開発中の機構で運用する各種情報システムを含む）のライセンス調達を目的としている。

2. 納品物及び納入期限

パブリッククラウドサービスのライセンス 一式

3. 調達内容の要件

(1) パブリッククラウドサービスの利用ライセンス

「Microsoft Azure（ライセンスプログラム名：EES）」相当以上のクラウドサービスに対して、令和 6 年度時点での Azure Monetary Commit 126 ライセンス相当の使用量以上を調達すること。又は同等以上の性能・機能を持つライセンスを調達すること。

上記クラウドサービスは、Azure Security Center 相当のサービスを含むクラウドサービスであること。

利用期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 現在、機構で利用中のクラウドサービス（Azure）上で稼働中システムの移行作業（ただし、必要な場合のみ）

移行作業・動作確認を完了し、令和 7 年 4 月 1 日からシステムが利用可能であること。

4. 調達内容の詳細要件

4-1. パブリッククラウドサービスの利用ライセンス

(1) パッチ適用などのメンテナンス時に、サービスを停止しない構成が構築可能であること。

(2) 日本国内の 2 か所以上のデータセンターを設け、大規模災害時にも業務の継続が可能な構成を確保できること。また日本国内の 2 か所以上のデータセンターは、同時被災を回避するため、300km 以上離れた遠隔地であること。

(3) IaaS 及び PaaS の両形態を提供し、システムの特性に合わせて選択できること。

(4) 用意するクラウドサービスは ISO/IEC 27001:2005 及び ISO/IEC 27018 に準拠し、応札時に政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリスト (https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list) の登録期限内であり、今後も登録が継続予定であること。

(5) クラウドサービスを提供するシステムインテグレータは SOC 1/SOC 2/SSAE 16/ISAE 3402 及び SOC 3 の証明書を取得していること。

- (6) 用意するクラウドサービスは「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の独立行政法人に係る基準に準拠していること。
- (7) 用意するクラウドサービスの準拠法は日本の法律であること。また、管轄裁判所を日本国内の裁判所とすること。

4-2. パブリッククラウドサービス ライセンス調達の要件

本ライセンス調達において、重要なのは「既にクラウド上に構築され稼働しているシステムが、途切れること無く稼働し続ける」ことである。

- (1) クラウドのライセンス調達にあたり、現在、機構にて利用中のクラウドサービス (Azure) の利用契約を延長 (利用状況を引き継いでの再契約) する形での調達が可能な場合、後述する現在稼働中のシステムは継続稼働が可能となる為、システム移行作業は不要。
- (2) 上記継続稼働が出来ない場合、システム移行作業が必要となる。
- ① 移行対象は次のとおり。
 - A) クラウド管理者の情報 (全体管理者、プロジェクト管理者の登録状況)
 - B) クラウド上で稼働中の全ての仮想システム (管理者権限、稼働データ等を含む)
 - C) 管理者、仮想システムを含めたプロジェクトの枠組み、関係情報
 - ② 上記 A 及び C に関しては、現在のシステムの稼働状況と同等以上の設定を行うこと。
 - ③ 上記 B に関しては、現在のシステムとの動作互換性を保つこと。
 - ④ システムの移行にあたっては、クラウド上の移行対象システムを管理する機構の本部事務局本部事務局との調整を密にしながら、作業日程及び体制を整備し、各種管理 (進捗や課題等) を行うこと。
 - ⑤ システムの設計に必要な各種情報等について、本部事務局にヒアリングするためのヒアリングシートを作成し収集すること。
 - ⑥ 収集したヒアリングシートを精査し、運用設計等を行い本部事務局の承諾を得ること。
 - ⑦ 設計に基づきシステム移行及び動作検証を行い、動作、品質、パフォーマンス、セキュリティ等を確認し、検証結果について本部事務局の承諾を得ること。
 - ⑧ システム移行に関して、本仕様書に明示されていない詳細設定については、本部事務局と協議の上で決定すること。
 - ⑨ 構築及び動作検証において不具合が発生した場合は、原因の切り分けを行い対処すること。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日時点で Azure 上にて稼働を継続する予定のサブスクリプションは以下のとおり。

- Web シラバスシステム
- CBT システム

機構で作成したリソースグループ設計資料等は本部事務局において収集、準備が可能である。このうち、Azure の PaaS が使用されているものも存在しているため、移行時には同等のシステムを準備すること。

(4) その他、本部事務局及び各高専がクラウド上システムの継続利用に際して、必要な手続き等が発生する場合は、そのサポートを行うこと。(DNS 設定情報の提供など)

5. 受注条件

プライバシーマーク制度によるプライバシーマーク使用許諾、又は ISO/IEC27001 若しくは JISQ27001 の認証を受けていること。

6. 検査及び検収

機構の立ち会いのもと行われる動作確認及び納品成果物の納入をもって検収とする。なお、契約の始期までに、ライセンスが有効であることの確認又はシステムの稼働の確認をもって納入とする。

7. 機密保持

- ①受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、契約期間はもとより、契約終了後においてもこれを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ②正当な理由があつてやむを得ず第三者に情報を開示する場合、書面によって事前に機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ③機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

8. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、機構が損害を被った場合には、機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が適切と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

9. その他

本調達の履行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構とかわず契約書に定めのない事項については、機構及び受注者の双方で協議のうえ決定すること。